

資料

平成 2 8 年第 4 回定例市議会追加議案
条例新旧対照表

(1 2 月 9 日 提 出)

議案第 7 2 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第 1 条関係）	1
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第 2 条関係）	2 5
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正案（第 3 条関係）	2 9
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正案（第 4 条関係）	3 2
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正案（第 5 条関係）	3 4
単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正案（第 6 条関係）	3 6
職員の育児休業等に関する条例の一部改正案（第 7 条関係）	3 7
職員の育児休業等に関する条例の一部改正案（第 8 条関係）	4 4
一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案（第 9 条関係）	4 5
一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案（第 1 0 条関係）	4 7

議案第 72 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号) 新旧対照表
(第1条関係)

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第 12 条の 5 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額 <u>413,800 円を超えない範囲内</u>の額を採用の日から 35 年以内の期間、採用の日(採用後規則で定める期間を経過した日)から 1 年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 90</u> を乗じて得た額の総額</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第 12 条の 5 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員に対して、月額 <u>307,800 円以内</u>の額を採用の日から 35 年以内の期間、採用の日(採用後規則で定める期間を経過した日)から 1 年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 25 条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 80</u> を乗じて得た額の総額</p>

改正後

改正前

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に
100分の42.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に
100分の37.5を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

3・4 (略)

別表第1 (第3条関係)

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 等 級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	407,300	361,800	317,700	287,100	261,100	227,900	191,700	141,600
	2	409,700	364,400	319,900	289,300	263,000	229,500	193,500	142,700
	3	412,200	366,900	322,200	291,600	264,800	231,000	195,300	143,900
	4	414,600	369,500	324,400	293,700	266,900	232,600	197,100	145,000
	5	416,500	371,500	326,600	295,700	268,700	234,100	198,700	146,100
	6	418,800	374,000	328,600	298,000	270,600	235,800	200,500	147,200
	7	420,900	376,300	330,800	300,300	272,500	237,300	202,300	148,300
	8	423,100	378,800	333,000	302,500	274,600	238,900	204,100	149,400
	9	425,100	381,300	335,100	304,600	276,700	240,300	205,800	150,500
	10	427,200	384,000	337,300	306,900	278,700	241,800	207,600	151,900
	11	429,300	386,600	339,400	309,100	280,800	243,400	209,400	153,200

職 員 の 区 分	職 務 の 等 級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	406,900	361,300	317,000	286,200	259,900	226,400	190,200	140,100
	2	409,300	363,900	319,200	288,400	261,900	228,000	192,000	141,200
	3	411,800	366,400	321,500	290,700	263,700	229,500	193,800	142,400
	4	414,200	369,000	323,700	292,900	265,800	231,100	195,600	143,500
	5	416,100	371,100	326,000	294,900	267,700	232,600	197,200	144,600
	6	418,400	373,600	328,000	297,200	269,600	234,300	199,000	145,700
	7	420,500	375,900	330,200	299,500	271,600	235,800	200,800	146,800
	8	422,700	378,400	332,400	301,800	273,700	237,400	202,600	147,900
	9	424,700	380,900	334,500	303,900	275,800	238,900	204,300	149,000
	10	426,800	383,600	336,700	306,200	277,800	240,400	206,100	150,400
	11	428,900	386,200	338,800	308,400	279,900	242,000	207,900	151,700

12	431,400	389,300	341,600	311,400	282,800	244,800	211,200	154,500
13	433,100	391,700	343,500	313,500	284,800	246,300	212,600	155,800
14	434,900	394,000	345,500	315,600	286,900	247,800	214,400	157,300
15	436,900	396,200	347,600	317,800	288,900	249,100	216,100	158,800
16	438,900	398,600	349,600	319,900	290,900	250,500	217,900	160,400
17	440,800	400,400	351,400	322,000	292,900	252,000	219,600	161,700
18	442,600	402,400	353,400	324,000	294,900	253,700	221,300	163,200
19	444,400	404,300	355,200	326,100	297,000	255,400	222,900	164,700
20	446,100	406,100	357,100	328,100	299,000	257,200	224,500	166,200
21	447,900	408,000	359,100	330,000	301,000	258,800	226,000	167,600
22	449,400	409,800	361,000	332,100	303,100	260,600	227,700	170,300
23	450,800	411,600	363,000	334,100	305,100	262,300	229,300	172,900
24	452,300	413,500	364,900	336,200	307,200	264,000	230,900	175,500
25	453,700	415,300	366,900	337,700	309,000	266,000	232,200	178,200
26	455,000	416,800	368,800	339,600	311,100	267,900	233,700	179,900
27	456,300	418,300	370,800	341,500	313,200	269,700	235,100	181,600
28	457,500	419,900	372,800	343,400	315,200	271,500	236,400	183,300
29	458,500	421,500	374,300	345,100	317,100	273,200	237,700	184,800
30	459,200	422,800	376,100	347,000	319,100	275,100	238,900	186,600
31	460,000	424,100	377,900	348,900	321,200	277,000	239,900	188,400
32	460,700	425,300	379,500	350,700	323,300	278,700	241,100	190,100
33	461,400	426,500	381,300	352,600	324,700	280,400	242,400	191,700
34	462,200	427,800	382,700	354,400	326,700	282,300	243,600	193,200
35	462,900	429,100	384,200	356,200	328,600	284,100	244,800	194,700
36	463,500	430,300	385,800	357,900	330,700	286,000	246,100	196,200
37	464,000	431,500	387,200	359,300	332,600	287,600	247,000	197,500
38	464,600	432,300	388,400	360,600	334,500	289,300	248,400	198,800
39	465,200	433,100	389,600	362,000	336,500	291,100	249,800	200,100
40	465,800	433,900	390,700	363,400	338,400	292,900	251,300	201,400

12	431,000	388,900	341,000	310,700	282,000	243,500	209,700	153,000
13	432,700	391,300	343,000	312,900	284,000	245,000	211,100	154,300
14	434,500	393,600	345,000	315,000	286,100	246,500	212,900	155,800
15	436,500	395,800	347,100	317,200	288,100	247,900	214,600	157,300
16	438,500	398,200	349,100	319,300	290,200	249,300	216,400	158,900
17	440,400	400,000	351,000	321,400	292,200	250,800	218,100	160,200
18	442,200	402,000	353,000	323,400	294,200	252,600	219,800	161,700
19	444,000	403,900	354,800	325,500	296,300	254,300	221,400	163,200
20	445,700	405,700	356,700	327,500	298,300	256,100	223,000	164,700
21	447,500	407,600	358,700	329,500	300,400	257,800	224,500	166,100
22	449,000	409,400	360,600	331,600	302,500	259,600	226,200	168,800
23	450,400	411,200	362,600	333,600	304,500	261,400	227,800	171,400
24	451,900	413,100	364,500	335,700	306,600	263,100	229,400	174,000
25	453,300	414,900	366,500	337,300	308,400	265,100	230,800	176,700
26	454,600	416,400	368,400	339,200	310,500	267,000	232,300	178,400
27	455,900	417,900	370,400	341,100	312,600	268,800	233,800	180,100
28	457,100	419,500	372,400	343,000	314,600	270,700	235,100	181,800
29	458,100	421,100	373,900	344,700	316,600	272,400	236,400	183,300
30	458,800	422,400	375,700	346,600	318,600	274,300	237,600	185,100
31	459,600	423,700	377,500	348,500	320,700	276,200	238,700	186,900
32	460,300	424,900	379,100	350,300	322,800	278,000	239,900	188,600
33	461,000	426,100	380,900	352,200	324,300	279,700	241,200	190,200
34	461,800	427,400	382,300	354,000	326,300	281,600	242,500	191,700
35	462,500	428,700	383,800	355,800	328,200	283,400	243,700	193,200
36	463,100	429,900	385,400	357,500	330,300	285,300	245,000	194,700
37	463,600	431,100	386,800	358,900	332,200	287,000	246,000	196,000
38	464,200	431,900	388,000	360,200	334,100	288,700	247,400	197,300
39	464,800	432,700	389,200	361,600	336,100	290,500	248,900	198,600
40	465,400	433,500	390,300	363,000	338,000	292,300	250,400	199,900

41	466,300	434,500	391,800	364,700	340,300	294,600	252,700	202,700
42	466,800	435,200	393,000	365,600	342,200	296,300	254,100	204,000
43	467,200	435,900	394,200	366,700	344,000	297,900	255,500	205,300
44	467,500	436,600	395,300	367,800	345,900	299,500	256,800	206,600
45	467,800	437,400	396,000	368,600	347,400	301,200	258,000	207,800
46		438,200	396,700	369,500	348,800	302,900	259,300	209,100
47		438,600	397,400	370,400	350,300	304,500	260,700	210,400
48		439,300	398,100	371,300	351,800	306,200	262,000	211,700
49		439,800	398,700	372,200	353,400	307,300	263,300	212,800
50		440,200	399,300	373,000	354,200	308,800	264,400	213,900
51		440,600	399,800	373,800	355,400	310,300	265,700	214,900
52		441,000	400,200	374,600	356,400	311,900	267,000	216,000
53		441,400	400,600	375,300	357,300	313,500	268,000	217,100
54		441,800	400,900	376,000	358,400	315,100	269,100	218,100
55		442,200	401,200	376,700	359,300	316,700	270,400	219,000
56		442,500	401,500	377,400	360,400	318,200	271,700	220,000
57		442,800	401,800	377,900	361,300	319,700	272,800	220,600
58		443,200	402,100	378,500	362,000	320,900	273,800	221,500
59		443,500	402,400	379,100	362,700	322,100	274,800	222,300
60		443,800	402,700	379,800	363,400	323,300	275,900	223,200
61		444,100	403,000	380,200	363,800	324,000	277,100	223,900
62			403,300	380,900	364,400	324,900	278,100	224,900
63			403,600	381,500	365,100	325,700	279,000	225,700
64			403,900	382,100	365,800	326,500	280,000	226,600
65			404,200	382,500	366,100	327,400	280,700	227,300
66			404,500	383,100	366,800	327,800	281,600	228,100
67			404,800	383,700	367,500	328,500	282,300	229,000
68			405,100	384,300	368,200	329,300	283,200	230,100
69			405,300	384,700	368,500	330,100	284,200	230,800

41	465,900	434,100	391,400	364,300	339,900	294,000	251,800	201,200
42	466,400	434,800	392,600	365,200	341,800	295,700	253,200	202,500
43	466,800	435,500	393,800	366,300	343,600	297,400	254,600	203,800
44	467,100	436,200	394,900	367,400	345,500	299,000	256,000	205,100
45	467,400	437,000	395,600	368,200	347,000	300,700	257,200	206,300
46		437,800	396,300	369,100	348,400	302,400	258,500	207,600
47		438,200	397,000	370,000	349,900	304,000	259,900	208,900
48		438,900	397,700	370,900	351,400	305,700	261,300	210,200
49		439,400	398,300	371,800	353,000	306,900	262,600	211,300
50		439,800	398,900	372,600	353,800	308,400	263,700	212,400
51		440,200	399,400	373,400	355,000	309,900	265,000	213,400
52		440,600	399,800	374,200	356,000	311,500	266,300	214,500
53		441,000	400,200	374,900	356,900	313,100	267,400	215,600
54		441,400	400,500	375,600	358,000	314,700	268,500	216,600
55		441,800	400,800	376,300	358,900	316,300	269,800	217,500
56		442,100	401,100	377,000	360,000	317,800	271,100	218,500
57		442,400	401,400	377,500	360,900	319,300	272,200	219,200
58		442,800	401,700	378,100	361,600	320,500	273,200	220,100
59		443,100	402,000	378,700	362,300	321,700	274,300	221,000
60		443,400	402,300	379,400	363,000	322,900	275,400	221,900
61		443,700	402,600	379,800	363,400	323,600	276,600	222,600
62			402,900	380,500	364,000	324,500	277,600	223,600
63			403,200	381,100	364,700	325,300	278,500	224,500
64			403,500	381,700	365,400	326,100	279,500	225,400
65			403,800	382,100	365,700	327,000	280,300	226,100
66			404,100	382,700	366,400	327,400	281,200	227,000
67			404,400	383,300	367,100	328,100	281,900	227,900
68			404,700	383,900	367,800	328,900	282,800	229,000
69			404,900	384,300	368,100	329,700	283,800	229,800

70	405,600	385,200	369,100	330,800	285,000	231,500	70	405,200	384,800	368,700	330,400	284,600	230,500
71	405,900	385,700	369,800	331,500	285,800	232,100	71	405,500	385,300	369,400	331,100	285,400	231,200
72	406,200	386,300	370,400	332,200	286,600	232,900	72	405,800	385,900	370,000	331,800	286,200	232,000
73	406,400	386,600	370,700	332,700	287,400	233,700	73	406,000	386,200	370,300	332,300	287,000	232,800
74	406,700	387,000	371,300	333,300	287,900	234,400	74	406,300	386,600	370,900	332,900	287,500	233,500
75	407,000	387,400	372,000	333,800	288,300	235,100	75	406,600	387,000	371,600	333,400	287,900	234,200
76	407,200	387,800	372,600	334,400	288,800	235,700	76	406,800	387,400	372,200	334,000	288,400	234,900
77	407,400	388,100	373,000	334,700	288,900	236,400	77	407,000	387,700	372,600	334,300	288,500	235,600
78	407,700	388,400	373,500	335,200	289,300	237,200	78	407,300	388,000	373,100	334,800	288,900	236,400
79	408,000	388,700	374,100	335,600	289,500	238,000	79	407,600	388,300	373,700	335,200	289,100	237,200
80	408,200	389,000	374,600	336,100	289,900	238,700	80	407,800	388,600	374,200	335,700	289,500	238,000
81	408,400	389,200	375,100	336,500	290,100	239,400	81	408,000	388,800	374,700	336,100	289,700	238,700
82	408,700	389,500	375,700	337,000	290,300	240,100	82	408,300	389,100	375,300	336,600	289,900	239,400
83	409,000	389,800	376,200	337,500	290,700	240,800	83	408,600	389,400	375,800	337,100	290,300	240,100
84	409,200	390,000	376,500	338,000	291,000	241,500	84	408,800	389,600	376,100	337,600	290,600	240,800
85	409,400	390,200	376,900	338,300	291,300	242,100	85	409,000	389,800	376,500	337,900	290,900	241,500
86		390,500	377,400	338,700	291,600	242,800	86		390,100	377,000	338,300	291,200	242,200
87		390,800	377,800	339,200	291,900	243,500	87		390,400	377,400	338,800	291,500	242,900
88		391,000	378,200	339,600	292,300	244,200	88		390,600	377,800	339,200	291,900	243,600
89		391,200	378,600	339,900	292,600	244,900	89		390,800	378,200	339,500	292,200	244,300
90		391,500	379,100	340,300	293,000	245,400	90		391,100	378,700	339,900	292,600	244,800
91		391,800	379,500	340,800	293,300	245,800	91		391,400	379,100	340,400	292,900	245,300
92		392,000	379,900	341,200	293,700	246,300	92		391,600	379,500	340,800	293,300	245,800
93		392,200	380,200	341,400	293,800	246,600	93		391,800	379,800	341,000	293,400	246,100
94		392,500	380,700	341,800	294,000		94		392,100	380,300	341,400	293,600	
95		392,800	381,100	342,300	294,400		95		392,400	380,700	341,900	294,000	
96		393,000	381,500	342,700	294,800		96		392,600	381,100	342,300	294,400	
97		393,200	381,800	342,800	295,000		97		392,800	381,400	342,400	294,600	
98			382,300	343,300	295,300		98			381,900	342,900	294,900	

99				382,700	343,700	295,700	99				382,300	343,300	295,300
100				383,100	344,000	296,100	100				382,700	343,600	295,700
101				383,400	344,300	296,300	101				383,000	343,900	295,900
102				383,900	344,700	296,600	102				383,500	344,300	296,200
103				384,300	345,100	297,000	103				383,900	344,700	296,600
104				384,700	345,500	297,300	104				384,300	345,100	296,900
105				385,000	346,000	297,500	105				384,600	345,600	297,100
106					346,400	297,800	106					346,000	297,400
107					346,800	298,200	107					346,400	297,800
108					347,200	298,500	108					346,800	298,100
109					347,700	298,700	109					347,300	298,300
110					348,100	299,100	110					347,700	298,700
111					348,400	299,500	111					348,000	299,100
112					348,700	299,800	112					348,300	299,400
113					349,200	299,900	113					348,800	299,500
114					349,600	300,200	114					349,200	299,800
115					349,900	300,500	115					349,500	300,100
116					350,200	300,900	116					349,800	300,500
117					350,700	301,100	117					350,300	300,700
118					351,100	301,300	118					350,700	300,900
119					351,400	301,600	119					351,000	301,200
120					351,700	301,900	120					351,300	301,500
121					352,200	302,300	121					351,800	301,900
122					352,600	302,500	122					352,200	302,100
123					352,900	302,800	123					352,500	302,400
124					353,200	303,100	124					352,800	302,700
125					353,700	303,400	125					353,300	303,000

再 任 用 職 員		388,700	355,600	313,900	288,500	273,400	254,000	214,000	186,500
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

再 任 用 職 員		388,700	355,600	313,900	288,500	273,400	254,000	214,000	186,500
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

改正後					改正前				
別表第2（第3条関係） 医療職給料表 ア 医療職給料表(1)					別表第2（第3条関係） 医療職給料表 ア 医療職給料表(1)				
職員 の 区 分	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	職員 の 区 分	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級
		給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	号給				再 任 用 以 外 の 職 員	号給			
	1	470,600	395,500	245,200		1	470,100	394,300	243,300
	2	472,900	398,400	247,700		2	472,400	397,200	245,800
	3	475,100	401,300	250,200		3	474,600	400,100	248,300
	4	477,400	404,100	252,700		4	476,900	403,000	250,800
	5	479,700	406,800	255,000		5	479,200	405,700	253,100
	6	481,900	409,500	258,800		6	481,400	408,400	256,900
	7	484,100	412,300	262,600		7	483,600	411,200	260,700
	8	486,300	415,000	266,400		8	485,800	414,000	264,500
	9	488,300	417,500	270,000		9	487,800	416,600	268,100
	10	490,400	420,200	274,000		10	489,900	419,300	272,100
	11	492,500	422,900	278,000		11	492,000	422,000	276,100
	12	494,600	425,600	282,000		12	494,100	424,700	280,100
	13	496,700	428,000	285,800		13	496,200	427,200	283,900
	14	498,800	430,500	289,800		14	498,300	429,700	287,900
	15	500,900	432,900	293,700		15	500,400	432,100	291,800
	16	503,000	435,400	297,600		16	502,500	434,600	295,700
	17	505,100	437,600	301,400		17	504,600	436,800	299,500

18	507,100	440,000	305,000
19	509,100	442,400	308,500
20	511,100	444,800	312,100
21	512,900	446,600	315,700
22	514,700	449,000	319,400
23	516,600	451,400	322,900
24	518,500	453,700	326,400
25	520,200	455,800	329,900
26	522,000	458,100	332,700
27	523,800	460,300	335,300
28	525,600	462,600	337,900
29	527,400	464,800	342,100
30	529,200	467,100	345,400
31	531,000	469,400	348,500
32	532,800	471,600	351,600
33	534,400	473,600	354,500
34	536,200	475,700	357,400
35	537,900	477,800	360,500
36	539,700	479,900	363,700
37	541,300	482,000	366,700
38	542,900	483,800	370,300
39	544,300	485,600	373,500
40	545,900	487,400	377,200
41	547,400	489,100	380,800
42	548,800	490,900	383,500
43	550,200	492,700	386,300
44	551,500	494,500	389,000
45	552,700	496,100	391,900
46	553,700	497,800	394,500

18	506,600	439,200	303,100
19	508,600	441,600	306,600
20	510,600	444,000	310,200
21	512,400	446,000	313,800
22	514,200	448,400	317,500
23	516,100	450,800	321,000
24	518,000	453,100	324,700
25	519,700	455,300	328,200
26	521,500	457,600	331,000
27	523,300	459,800	333,700
28	525,100	462,100	336,300
29	527,000	464,300	340,300
30	528,800	466,600	343,600
31	530,600	468,900	346,800
32	532,400	471,100	349,900
33	534,000	473,100	352,900
34	535,800	475,200	355,900
35	537,500	477,300	359,000
36	539,300	479,400	362,200
37	540,900	481,500	365,300
38	542,500	483,300	368,900
39	543,900	485,100	372,300
40	545,500	486,900	376,000
41	547,000	488,600	379,600
42	548,400	490,400	382,300
43	549,800	492,200	385,100
44	551,100	494,000	387,900
45	552,300	495,600	390,800
46	553,300	497,300	393,400

47	554,700	499,600	397,100	47	554,300	499,100	396,000
48	555,700	501,400	399,500	48	555,300	500,900	398,600
49	556,700	503,000	401,800	49	556,300	502,500	400,900
50	557,600	504,300	404,100	50	557,200	503,800	403,200
51	558,500	505,600	406,400	51	558,100	505,100	405,500
52	559,400	506,900	408,700	52	559,000	506,400	407,800
53	560,200	508,100	411,000	53	559,800	507,700	410,200
54	561,100	509,400	413,100	54	560,700	509,000	412,300
55	562,000	510,700	415,100	55	561,600	510,300	414,300
56	562,900	512,000	417,200	56	562,500	511,600	416,400
57	563,800	513,000	419,300	57	563,400	512,600	418,500
58	564,700	513,800	421,200	58	564,300	513,400	420,500
59	565,600	514,600	423,200	59	565,200	514,200	422,500
60	566,300	515,400	425,200	60	565,900	515,000	424,500
61	567,200	516,300	427,200	61	566,800	515,900	426,600
62	568,100	517,100	429,200	62	567,700	516,700	428,600
63	569,000	518,000	431,200	63	568,600	517,600	430,600
64	569,900	518,800	433,200	64	569,500	518,400	432,600
65	570,800	519,700	435,100	65	570,400	519,300	434,600
66		520,600	436,900	66		520,200	436,400
67		521,300	438,600	67		520,900	438,100
68		522,200	440,400	68		521,800	439,900
69		523,100	442,300	69		522,700	441,800
70		523,900	444,100	70		523,500	443,600
71		524,800	445,900	71		524,400	445,400
72		525,700	447,600	72		525,300	447,100
73		526,500	449,400	73		526,100	448,900
74		527,400	451,100	74		527,000	450,600
75		528,300	452,900	75		527,900	452,400

76	529,000	454,700	76	528,600	454,200
77	529,800	456,600	77	529,400	456,100
78	530,700	457,800	78	530,300	457,300
79	531,600	459,000	79	531,200	458,500
80	532,500	460,200	80	532,100	459,700
81	533,300	461,400	81	532,900	460,900
82	534,200	462,400	82	533,800	461,900
83	535,100	463,400	83	534,700	462,900
84	536,000	464,400	84	535,600	463,900
85	536,800	465,200	85	536,400	464,700
86	537,700	465,900	86	537,300	465,400
87	538,600	466,600	87	538,200	466,100
88	539,500	467,300	88	539,100	466,800
89	540,300	468,000	89	539,900	467,500
90		468,700	90		468,200
91		469,400	91		468,900
92		470,100	92		469,600
93		470,500	93		470,100
94		471,200	94		470,800
95		471,900	95		471,500
96		472,600	96		472,200
97		473,000	97		472,600
98		473,600	98		473,200
99		474,300	99		473,900
100		475,000	100		474,600
101		475,400	101		475,000
102		476,000	102		475,600
103		476,600	103		476,200
104		477,100	104		476,700

	105			477,700
	106			478,200
	107			478,700
	108			479,200
	109			479,600
	110			480,200
	111			480,600
	112			481,100
	113			481,600
	114			482,200
	115			482,800
	116			483,200
	117			483,700
	118			484,300
	119			484,900
	120			485,500
	121			486,000
再任用職員		465,200	392,200	337,800

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

	105			477,300
	106			477,800
	107			478,300
	108			478,800
	109			479,200
	110			479,800
	111			480,200
	112			480,700
	113			481,200
	114			481,800
	115			482,400
	116			482,800
	117			483,300
	118			483,900
	119			484,500
	120			485,100
	121			485,600
再任用職員		464,800	391,800	337,400

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

改正後						改正前					
イ 医療職給料表(2)						イ 医療職給料表(2)					
職 員 の 区 分	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	職 員 の 区 分	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	号給					号給					
	1	325,500	266,300	219,800	151,900	1	324,900	265,300	218,200	150,400	
	2	327,500	268,100	221,400	153,700	2	326,900	267,100	219,800	152,200	
	3	329,700	269,900	223,000	155,400	3	329,100	268,900	221,400	153,900	
	4	331,900	271,700	224,600	157,100	4	331,300	270,800	223,000	155,600	
	5	333,900	273,500	226,000	158,800	5	333,300	272,600	224,400	157,300	
	6	336,100	275,300	227,600	160,500	6	335,500	274,400	226,000	159,000	
	7	338,200	277,100	229,100	162,200	7	337,600	276,200	227,500	160,700	
	8	340,400	278,800	230,700	164,000	8	339,800	278,000	229,100	162,500	
	9	342,300	280,600	232,000	165,500	9	341,800	279,800	230,400	164,000	
	10	344,400	282,500	233,500	167,400	10	343,900	281,700	231,900	165,900	
	11	346,600	284,400	234,900	169,400	11	346,100	283,600	233,300	167,900	
	12	348,700	286,200	236,100	171,300	12	348,200	285,400	234,600	169,800	
	13	350,300	288,200	237,800	173,200	13	349,900	287,400	236,300	171,700	
	14	352,300	290,000	239,200	175,100	14	351,900	289,300	237,700	173,600	
	15	354,200	291,800	240,400	176,900	15	353,800	291,100	238,900	175,400	
	16	356,200	293,700	241,800	178,800	16	355,800	293,000	240,300	177,300	
	17	358,100	295,400	242,900	184,400	17	357,700	294,800	241,500	182,900	
18	360,100	297,100	244,100	186,000	18	359,700	296,500	242,700	184,500		

19	362,100	298,900	245,300	187,600	19	361,700	298,300	243,900	186,100
20	364,100	300,700	246,500	189,200	20	363,700	300,100	245,200	187,700
21	365,900	302,200	247,900	190,700	21	365,500	301,600	246,600	189,200
22	367,900	303,900	248,900	192,300	22	367,500	303,300	247,600	190,800
23	370,000	305,500	249,900	193,900	23	369,600	305,000	248,700	192,400
24	372,100	307,100	251,000	195,400	24	371,700	306,600	249,800	193,900
25	373,500	308,900	252,200	197,000	25	373,100	308,400	251,000	195,500
26	375,300	310,600	253,600	198,700	26	374,900	310,100	252,500	197,200
27	377,100	312,200	255,000	200,300	27	376,700	311,700	253,900	198,800
28	378,800	313,900	256,500	202,000	28	378,400	313,400	255,400	200,500
29	380,600	315,000	257,900	203,600	29	380,200	314,600	256,900	202,100
30	382,100	316,400	259,600	205,200	30	381,700	316,000	258,600	203,700
31	383,700	317,900	261,300	206,800	31	383,300	317,500	260,300	205,300
32	385,400	319,500	262,900	208,400	32	385,000	319,100	262,000	206,900
33	386,700	320,900	264,400	209,900	33	386,300	320,500	263,500	208,400
34	388,000	322,200	266,200	211,500	34	387,600	321,800	265,300	210,000
35	389,300	323,400	267,900	213,200	35	388,900	323,000	267,000	211,700
36	390,500	324,700	269,600	214,900	36	390,100	324,300	268,800	213,400
37	391,600	325,800	271,100	216,200	37	391,200	325,400	270,300	214,700
38	392,800	326,800	272,800	217,700	38	392,400	326,400	272,000	216,200
39	393,900	327,900	274,500	219,100	39	393,500	327,500	273,700	217,600
40	395,000	328,900	276,100	220,600	40	394,600	328,500	275,400	219,100
41	395,800	335,000	277,800	222,000	41	395,400	334,600	277,100	220,500
42	396,600	336,800	279,400	223,400	42	396,200	336,400	278,700	221,900
43	397,400	338,500	281,100	224,700	43	397,000	338,100	280,400	223,200
44	398,200	340,300	282,800	226,000	44	397,800	339,900	282,100	224,500
45	398,600	342,000	284,300	227,400	45	398,200	341,600	283,700	225,900
46	399,200	343,800	286,000	228,800	46	398,800	343,400	285,400	227,300
47	399,700	345,700	287,700	230,300	47	399,300	345,300	287,100	228,800

48	400,100	347,500	289,300	231,700	48	399,700	347,100	288,700	230,200
49	400,500	349,300	290,700	233,000	49	400,100	348,900	290,100	231,600
50	400,800	351,000	292,300	234,300	50	400,400	350,600	291,700	232,900
51	401,100	352,600	293,700	235,300	51	400,700	352,200	293,200	234,000
52	401,400	354,300	295,300	236,600	52	401,000	353,900	294,800	235,300
53	401,700	355,500	296,700	238,000	53	401,300	355,100	296,200	236,700
54	402,000	356,600	298,200	239,300	54	401,600	356,200	297,700	238,000
55	402,300	357,800	299,600	240,400	55	401,900	357,400	299,100	239,200
56	402,600	359,000	301,100	241,700	56	402,200	358,600	300,600	240,500
57	402,900	360,200	302,300	243,000	57	402,500	359,800	301,900	241,800
58	403,200	361,000	303,500	244,200	58	402,800	360,600	303,100	243,100
59	403,500	362,200	304,700	245,400	59	403,100	361,800	304,300	244,300
60	403,900	363,300	306,100	246,500	60	403,500	362,900	305,700	245,400
61	404,100	364,300	307,400	247,600	61	403,700	363,900	307,000	246,600
62	404,400	365,300	308,600	249,000	62	404,000	364,900	308,200	248,000
63	404,700	366,300	309,900	250,500	63	404,300	365,900	309,500	249,500
64	405,000	367,300	311,100	251,900	64	404,600	366,900	310,700	251,000
65	405,200	368,100	312,500	253,500	65	404,800	367,700	312,100	252,600
66		368,900	313,300	254,900	66		368,500	312,900	254,000
67		369,800	314,100	256,300	67		369,400	313,700	255,400
68		370,700	314,900	257,600	68		370,300	314,500	256,800
69		371,200	315,500	258,700	69		370,800	315,100	257,900
70		372,000	316,200	260,100	70		371,600	315,800	259,300
71		372,800	316,900	261,500	71		372,400	316,500	260,700
72		373,600	317,500	262,800	72		373,200	317,100	262,100
73		374,000	318,200	263,800	73		373,600	317,800	263,100
74		374,700	318,400	265,100	74		374,300	318,000	264,400
75		375,400	319,000	266,400	75		375,000	318,600	265,700
76		376,100	319,600	267,700	76		375,700	319,200	267,000

77	376,500	320,200	268,600	77	376,100	319,800	268,000
78	377,100	320,700	269,800	78	376,700	320,300	269,200
79	377,800	321,200	271,100	79	377,400	320,800	270,500
80	378,400	343,400	272,400	80	378,000	343,000	271,800
81	378,800	343,700	273,400	81	378,400	343,300	272,800
82	379,300	344,000	274,500	82	378,900	343,600	273,900
83	379,800	344,400	275,500	83	379,400	344,000	275,000
84	380,300	344,700	276,600	84	379,900	344,300	276,100
85	380,900	345,200	277,700	85	380,500	344,800	277,200
86	381,400	345,500	278,700	86	381,000	345,100	278,200
87	382,000	345,800	279,800	87	381,600	345,400	279,300
88	382,600	346,100	280,900	88	382,200	345,700	280,400
89	383,100	346,500	281,700	89	382,700	346,100	281,300
90	383,600	346,800	282,400	90	383,200	346,400	282,000
91	384,100	347,200	282,900	91	383,700	346,800	282,500
92	384,600	347,500	283,700	92	384,200	347,100	283,300
93	384,900	347,900	284,500	93	384,500	347,500	284,100
94	385,400	348,200	285,100	94	385,000	347,800	284,700
95	385,800	348,500	285,700	95	385,400	348,100	285,300
96	386,200	348,800	286,300	96	385,800	348,400	285,900
97	386,600	349,100	287,000	97	386,200	348,700	286,600
98		349,500	287,500	98		349,100	287,100
99		349,900	287,900	99		349,500	287,500
100		350,300	288,300	100		349,900	287,900
101		350,800	288,500	101		350,400	288,100
102		351,200	288,700	102		350,800	288,300
103		351,600	288,900	103		351,200	288,500
104		352,000	289,100	104		351,600	288,700
105		352,500	289,500	105		352,100	289,100

	106			352,900	289,700
	107			353,300	289,900
	108			353,700	290,100
	109			354,200	290,500
	110			354,600	290,700
	111			355,000	290,900
	112			355,400	291,200
	113			355,900	291,600
	114				291,900
	115				292,100
	116				292,400
	117				292,700
	118				292,900
	119				293,100
	120				293,400
	121				293,700
再任用職員		322,000	281,300	256,100	214,500

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士
 その他職員で規則に定めるものに適用する。

	106			352,500	289,300
	107			352,900	289,500
	108			353,300	289,700
	109			353,800	290,100
	110			354,200	290,300
	111			354,600	290,500
	112			355,000	290,800
	113			355,500	291,200
	114				291,500
	115				291,700
	116				292,000
	117				292,300
	118				292,500
	119				292,700
	120				293,000
	121				293,300
再任用職員		321,600	280,900	255,700	214,100

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士
 その他職員で規則に定めるものに適用する。

改正後						改正前					
ウ 医療職給料表(3)						ウ 医療職給料表(3)					
職 員 の 区 分	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	職 員 の 区 分	職務の 等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	号給					号給					
	1	328,800	284,100	236,000	160,100	1	328,200	283,000	234,300	158,400	
	2	330,900	285,900	237,800	161,500	2	330,300	284,800	236,100	159,800	
	3	333,000	287,700	239,600	163,000	3	332,400	286,700	237,900	161,300	
	4	335,200	289,600	241,400	164,400	4	334,600	288,700	239,700	162,700	
	5	337,300	291,400	242,800	165,900	5	336,800	290,500	241,100	164,200	
	6	339,400	293,200	244,100	167,400	6	338,900	292,300	242,400	165,700	
	7	341,600	295,100	245,300	168,900	7	341,100	294,200	243,600	167,200	
	8	343,700	296,900	246,600	170,400	8	343,200	296,100	244,900	168,700	
	9	345,300	298,800	247,700	171,700	9	344,900	298,000	246,000	170,000	
	10	347,300	300,700	248,800	173,400	10	346,900	299,900	247,100	171,700	
	11	349,200	302,500	249,700	175,000	11	348,800	301,700	248,000	173,300	
	12	351,200	304,400	250,600	176,600	12	350,800	303,600	249,000	174,900	
	13	353,200	306,100	251,900	178,100	13	352,800	305,300	250,300	176,400	
	14	355,300	307,700	253,000	180,100	14	354,900	307,000	251,400	178,400	
	15	357,400	309,500	253,800	182,100	15	357,000	308,800	252,200	180,400	
	16	359,400	311,300	254,800	184,100	16	359,000	310,600	253,200	182,400	
	17	361,400	313,100	255,600	187,600	17	361,000	312,500	254,100	185,900	
18	363,400	314,700	256,500	189,700	18	363,000	314,100	255,000	188,000		

19	365,500	316,400	257,500	191,800	19	365,100	315,800	256,000	190,100
20	367,600	318,100	258,400	193,800	20	367,200	317,500	257,000	192,100
21	369,300	319,600	259,300	195,900	21	368,900	319,000	257,900	194,200
22	371,400	321,100	260,300	198,200	22	371,000	320,500	258,900	196,500
23	373,500	322,700	261,200	200,500	23	373,100	322,100	259,900	198,800
24	375,500	324,200	262,200	202,800	24	375,100	323,600	260,900	201,100
25	377,500	325,800	263,400	205,200	25	377,100	325,300	262,100	203,500
26	379,100	327,200	264,700	206,600	26	378,700	326,700	263,500	204,900
27	381,000	328,700	265,900	208,000	27	380,600	328,200	264,700	206,300
28	382,900	330,300	267,200	209,400	28	382,500	329,800	266,100	207,700
29	384,700	331,600	268,400	210,800	29	384,300	331,200	267,400	209,100
30	386,400	333,100	269,900	212,300	30	386,000	332,700	268,900	210,600
31	388,300	334,500	271,500	213,800	31	387,900	334,100	270,500	212,100
32	390,100	336,000	272,900	215,000	32	389,700	335,600	272,000	213,300
33	391,800	337,600	274,500	216,400	33	391,400	337,200	273,600	214,700
34	393,500	339,100	276,000	217,900	34	393,100	338,700	275,100	216,200
35	395,300	340,700	277,300	219,400	35	394,900	340,300	276,400	217,700
36	397,000	342,200	278,600	220,900	36	396,600	341,800	277,800	219,200
37	398,600	343,900	280,200	222,300	37	398,200	343,500	279,400	220,600
38	400,300	345,500	281,600	224,000	38	399,900	345,100	280,800	222,300
39	402,100	347,000	283,100	225,700	39	401,700	346,600	282,300	224,000
40	403,900	348,600	284,500	227,400	40	403,500	348,200	283,700	225,700
41	405,400	349,800	286,100	228,800	41	405,000	349,400	285,300	227,100
42	406,900	351,300	287,600	230,500	42	406,500	350,900	286,900	228,800
43	408,400	352,800	289,100	232,200	43	408,000	352,400	288,400	230,500
44	409,700	354,200	290,700	233,900	44	409,300	353,800	290,000	232,200
45	410,800	355,800	292,000	235,500	45	410,400	355,400	291,400	233,800
46	411,900	356,800	293,400	236,900	46	411,500	356,400	292,800	235,200
47	413,000	358,300	294,900	238,200	47	412,600	357,900	294,300	236,500

48	414,200	359,600	296,400	239,300	48	413,800	359,200	295,800	237,700
49	415,500	361,000	297,700	240,600	49	415,100	360,600	297,100	239,000
50	416,600	362,400	299,000	241,700	50	416,200	362,000	298,400	240,100
51	417,800	363,700	300,300	242,600	51	417,400	363,300	299,800	241,000
52	418,900	365,100	301,700	243,700	52	418,500	364,700	301,200	242,100
53	420,100	366,600	303,200	244,800	53	419,700	366,200	302,700	243,200
54	421,100	367,800	304,500	245,900	54	420,700	367,400	304,000	244,300
55	422,200	368,900	305,900	246,800	55	421,800	368,500	305,400	245,200
56	423,300	370,100	307,300	247,900	56	422,900	369,700	306,800	246,300
57	424,400	371,200	308,300	248,600	57	424,000	370,800	307,900	247,100
58	424,900	372,100	309,500	249,500	58	424,500	371,700	309,100	248,000
59	425,500	373,100	310,700	250,400	59	425,100	372,700	310,300	248,900
60	425,900	374,100	312,100	251,300	60	425,500	373,700	311,700	249,900
61	426,500	374,700	313,200	252,100	61	426,100	374,300	312,800	250,800
62	427,000	375,500	314,500	253,100	62	426,600	375,100	314,100	251,800
63	427,400	376,300	315,800	254,000	63	427,000	375,900	315,400	252,800
64	427,900	377,100	317,000	255,000	64	427,500	376,700	316,600	253,800
65	428,500	377,800	318,300	256,000	65	428,100	377,400	317,900	254,800
66	428,900	378,500	319,600	257,200	66	428,500	378,100	319,200	256,000
67	429,200	379,300	320,900	258,400	67	428,800	378,900	320,500	257,200
68	429,500	380,000	322,200	259,600	68	429,100	379,600	321,800	258,500
69	429,900	380,600	322,900	260,700	69	429,500	380,200	322,500	259,700
70		381,200	324,000	262,200	70		380,800	323,600	261,200
71		381,900	325,100	263,600	71		381,500	324,700	262,600
72		382,500	326,000	265,000	72		382,100	325,600	264,100
73		383,200	327,300	266,600	73		382,800	326,900	265,700
74		383,700	328,000	268,200	74		383,300	327,600	267,300
75		384,300	329,100	269,700	75		383,900	328,700	268,800
76		384,800	330,300	271,200	76		384,400	329,900	270,400

77	385,200	331,400	272,600	77	384,800	331,000	271,800
78	385,800	332,600	274,100	78	385,400	332,200	273,300
79	386,300	333,700	275,600	79	385,900	333,300	274,800
80	386,600	334,900	276,900	80	386,200	334,500	276,200
81	386,900	336,000	278,500	81	386,500	335,600	277,800
82	387,400	337,100	280,000	82	387,000	336,700	279,300
83	387,800	338,100	281,500	83	387,400	337,700	280,800
84	388,100	339,200	283,000	84	387,700	338,800	282,300
85	388,400	340,100	284,100	85	388,000	339,700	283,500
86	388,900	341,100	285,600	86	388,500	340,700	285,000
87	389,400	342,000	287,100	87	389,000	341,600	286,500
88	389,800	343,000	288,500	88	389,400	342,600	287,900
89	390,100	344,000	289,700	89	389,700	343,600	289,100
90	390,500	344,800	291,100	90	390,100	344,400	290,500
91	391,000	345,600	292,400	91	390,600	345,200	291,900
92	391,400	346,400	293,700	92	391,000	346,000	293,200
93	391,800	347,000	295,200	93	391,400	346,600	294,700
94		347,600	296,500	94		347,200	296,000
95		348,300	297,700	95		347,900	297,200
96		348,900	299,000	96		348,500	298,500
97		349,300	299,700	97		348,900	299,300
98		349,700	300,900	98		349,300	300,500
99		350,200	302,000	99		349,800	301,600
100		350,600	303,200	100		350,200	302,800
101		351,100	304,300	101		350,700	303,900
102		351,500	305,500	102		351,100	305,100
103		352,000	306,700	103		351,600	306,300
104		352,400	307,800	104		352,000	307,400
105		352,700	309,100	105		352,300	308,700

106	353,200	310,300	106	352,800	309,900
107	353,600	311,500	107	353,200	311,100
108	353,900	312,700	108	353,500	312,300
109	354,400	313,500	109	354,000	313,100
110	354,900	314,200	110	354,500	313,800
111	355,400	314,900	111	355,000	314,500
112	355,900	315,500	112	355,500	315,100
113	356,400	316,200	113	356,000	315,800
114	356,900	316,500	114	356,500	316,100
115	357,400	317,100	115	357,000	316,700
116	357,800	317,800	116	357,400	317,400
117	358,200	318,200	117	357,800	317,800
118	358,600	318,800	118	358,200	318,400
119	359,100	319,400	119	358,700	319,000
120	359,600	320,000	120	359,200	319,600
121	360,000	320,400	121	359,600	320,000
122	360,500	320,900	122	360,100	320,500
123	361,000	321,400	123	360,600	321,000
124	361,500	321,900	124	361,100	321,500
125	361,800	322,300	125	361,400	321,900
126		322,700	126		322,300
127		323,000	127		322,600
128		323,300	128		322,900
129		323,700	129		323,300
130		324,100	130		323,700
131		324,500	131		324,100
132		324,800	132		324,400
133		325,000	133		324,600
134		325,300	134		324,900

	135				325,700
	136				325,900
	137				326,100
	138				326,400
	139				326,700
	140				327,000
	141				327,200
	142				327,500
	143				327,900
	144				328,100
	145				328,200
	146				328,500
	147				328,900
	148				329,100
	149				329,400
	150				329,800
	151				330,200
	152				330,600
	153				330,900
再任用職員		325,400	288,300	261,800	254,600

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

	135				325,300
	136				325,500
	137				325,700
	138				326,000
	139				326,300
	140				326,600
	141				326,800
	142				327,100
	143				327,500
	144				327,700
	145				327,800
	146				328,100
	147				328,500
	148				328,700
	149				329,000
	150				329,400
	151				329,800
	152				330,200
	153				330,500
再任用職員		325,000	287,900	261,400	254,200

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第3条関係）

等級別基準職務表

(1) 行政職給料表 等級別基準職務表

(略)

(2) 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

(略)

(3) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
(略)	
3 等級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師の職務 3 <u>臨床検査技師</u> の職務 4 理学療法士の職務 5 歯科衛生士の職務 6 栄養士の職務

(4) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

(略)

別表第3（第3条関係）

等級別基準職務表

(1) 行政職給料表 等級別基準職務表

(略)

(2) 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

(略)

(3) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
(略)	
3 等級	1 薬剤師の職務 2 診療放射線技師の職務 3 <u>臨床放射線技師</u> の職務 4 理学療法士の職務 5 歯科衛生士の職務 6 栄養士の職務

(4) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

(略)

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表
（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) <u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) <u>満60歳以上</u>の父母及び祖父母</p> <p>(5) <u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) <u>重度心身障害者</u></p> <p>3 <u>扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特1等級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行特1等級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>(3) <u>60歳以上</u>の父母及び祖父母</p> <p>(4) <u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) <u>身体又は精神に著しい障害のある者</u></p> <p>3 <u>扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。</u></p> <p>4 (略)</p>
<p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のい</p>	<p>第15条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のい</p>

改正後	改正前
<p>ずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（<u>扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。</u>）</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、<u>職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。</u>ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）</p>	<p>ずれかに<u>該当する</u>事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（<u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。</u>）を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（<u>前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。</u>）</p> <p>(3) <u>扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>(4) <u>扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、<u>扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。</u>ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>

改正後	改正前
<p>から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p> <p>(3) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行特1等級職員等が行特1等級職員等以外の職員となった場合</u></p> <p>(4) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行特1等級職員等以外のものが行特1等級職員等となった場合</u></p> <p>(5) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特</u></p>	<p>3 扶養手当は、<u>これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="197 236 987 268"><u>定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p data-bbox="197 347 327 379">(勤勉手当)</p> <p data-bbox="152 411 344 443">第 25 条 (略)</p> <p data-bbox="152 475 1144 639">2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p data-bbox="174 671 1144 746">(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 85</u> を乗じて得た額の総額</p> <p data-bbox="174 778 1144 853">(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 40</u> を乗じて得た額の総額</p> <p data-bbox="152 885 331 917">3・4 (略)</p>	<p data-bbox="1216 347 1346 379">(勤勉手当)</p> <p data-bbox="1171 411 1364 443">第 25 条 (略)</p> <p data-bbox="1171 475 2163 639">2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p data-bbox="1193 671 2163 746">(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 90</u> を乗じて得た額の総額</p> <p data-bbox="1193 778 2163 853">(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100 分の 42.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p data-bbox="1171 885 1350 917">3・4 (略)</p>

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和41年藤井寺市条例第19号) 新旧対照表
(第3条関係)

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第7条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第13条の2第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組に</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第7条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第13条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当</p>

改正後	改正前
<p><u>よって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第 13 条の 2 第 1 項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>5 （略）</p> <p>（休暇の種類）</p>	<p>5 （略）</p> <p>（休暇の種類）</p>
<p>第 10 条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>とする。</p>	<p>第 10 条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び<u>介護休暇</u>とする。</p>
<p>（介護休暇）</p> <p>第 13 条の 2 介護休暇は、職員が<u>要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）</u>、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの<u>をいう。以下同じ。）</u>の介護</p>	<p>（介護休暇）</p> <p>第 13 条の 2 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの<u>介護</u>をするため、勤務しないことが相</p>

改正後	改正前
<p>をするため、<u>任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における</u>休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間内において必要と認められる期間</u>とする。</p> <p>3 （略）</p> <p><u>（介護時間）</u></p> <p>第13条の3 <u>介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>介護時間については、一般職の職員の給与に関する条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>（病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間</u>の承認）</p> <p>第13条の4 <u>病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間</u>については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>規則で定めるもの</u>とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（病気休暇、特別休暇<u>及び介護休暇</u>の承認）</p> <p>第13条の3 病気休暇、特別休暇<u>及び介護休暇</u>については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和41年藤井寺市条例第19号) 新旧対照表
(第4条関係)

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第7条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法<u>第6条の4第2号</u>に規定する<u>養子縁組里親</u>である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第13条の2第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法<u>第6条の4第2号</u>に規定する<u>養子縁組里親</u>である職員に委託されている児童その他これらに準ず</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第7条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する<u>里親</u>である職員に委託されている児童のうち、<u>当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者</u>その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定は、第13条の2第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する<u>里親</u>である職員に委託されている児童のうち、<u>当該職員が養子縁組に</u></p>

改正後	改正前
<p>る者として規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第13条の2第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p><u>よって養親となることを希望している者</u>その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第13条の2第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</p> <p>5 (略)</p>

○企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年藤井寺市条例第11号) 新旧対照表
(第5条関係)

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(5) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(6) <u>重度心身障害者</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子を</u>養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわ</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u></p> <p>(3) <u>60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(4) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(5) <u>身体又は精神に著しい障害のある者</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその<u>3歳に満たない子を</u>養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 (略)</p>

改正後	改正前
<u>らず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u>	

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和54年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表
（第6条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）<u>附則第5項</u>において準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）<u>附則第4項</u>において準用する地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその<u>1歳に満たない</u>子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 (略)</p>

○職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤井寺市条例第4号） 新旧対照表
（第7条関係）

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3） <u>一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u></p> <p>（4） <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>（ア） 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>（イ） その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>（ウ） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>

改正後	改正前
<p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u></p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</u></p> <p>第2条の3 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u></p> <p><u>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)</u> <u>当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)</u> から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの</u>にあっては、<u>当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)</u>を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子の1歳6か月到達日</u></p> <p>ア <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p><u>イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）</p> <p>第2条の4 （略）</p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p><u>（1） 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>ア 死亡した場合</p> <p>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</p> <p><u>（2） 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p>	<p>（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）</p> <p>第2条の2 （略）</p> <p>（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p><u>（1） 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ア 前号ア又はイに掲げる場合</u></p> <p><u>イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。</u></p> <p><u>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p><u>(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非</u></p>	<p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について規則で定める育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、3月以上の期間を経過したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p><u>(部分休業をすることができない職員)</u></p> <p>第8条 <u>育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。</u></p> <p><u>(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p><u>(部分休業の承認)</u></p> <p>第9条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第7条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p><u>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第13条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日に</u></p>	<p>第8条 削除</p> <p><u>(部分休業)</u></p> <p>第9条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>つき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u></p> <p><u>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</u></p> <p><u>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</u></p> <p>第10条 （略）</p> <p><u>（部分休業の承認の取消事由）</u></p> <p>第11条 （略）</p>	<p>第10条 （略）</p> <p>第11条 （略）</p>

○職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤井寺市条例第4号） 新旧対照表
（第8条関係）

改正後	改正前
<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の4第1号</u>に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p>	<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）</p> <p>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の4第2項</u>に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者）として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p>

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表
 （第9条関係）

改正後	改正前																
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)																
<p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(地方公営企業法第15条に規定する企業職員(以下「企業職員」という。)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>372,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>420,000</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員(第28条に規定する職員を除く。)」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員(第20条にあっては、規則で定める職員を除く。)」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第</p>	号給	給料月額(円)	1	<u>372,000</u>	2	<u>420,000</u>	(略)		<p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(地方公営企業法第15条に規定する企業職員(以下「企業職員」という。)を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">号給</th> <th style="width: 90%;">給料月額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>371,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>419,000</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員(第28条に規定する職員を除く。)」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員(第20条にあっては、規則で定める職員を除く。)」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第</p>	号給	給料月額(円)	1	<u>371,000</u>	2	<u>419,000</u>	(略)	
号給	給料月額(円)																
1	<u>372,000</u>																
2	<u>420,000</u>																
(略)																	
号給	給料月額(円)																
1	<u>371,000</u>																
2	<u>419,000</u>																
(略)																	

改正後	改正前
<p>24 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」と、給与条例第 26 条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>24 条第 2 項中「、6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」とあるのは「<u>100 分の 157.5</u>」と、給与条例第 26 条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表
 （第10条関係）

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>